

◎入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年9月10日

茨城県農業総合センター長 田中 仁士

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
茨城県農業総合センター園芸研究所 温室環境制御機器等交換工事
- (2) 工事の概要
別紙仕様書及び契約書のとおり
- (3) 工期
契約締結の翌日から令和9年3月19日まで
- (4) 工事場所
茨城県笠間市安居3165-1
茨城県農業総合センター園芸研究所 温室
(21-10、28-1、28-2、28-3、28-4、28-7A、34-1、34-2、34-3、34-5、34-6、34-8)

2 担当部局

- (1) 契約担当
〒319-0292
茨城県笠間市安居3165-1
茨城県農業総合センター 管理課 担当：三木
電 話 0299-45-8320
FAX 0299-45-8328
所属メールアドレス nosose@pref.ibaraki.lg.jp
- (2) 工事担当
〒319-0292
茨城県笠間市安居3165-1
茨城県農業総合センター 園芸研究所 野菜研究室：本間
電 話 0299-45-8341
FAX 0299-48-2545

3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。ただし、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に機械器具設置工事で登載されている者であること。
- (7) 機械器具設置工事について、契約締結日において1年7月以内の審査基準日の経営事項審査

- (建設業法第27 条の23 第1 項に定めるものをいう。)を受けている者であること。
(8) 茨城県内に本店を有する者であること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出及び入札を紙媒体により行う案件である。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から令和8年9月28日(月)まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県農業総合センター

ア 期間

入札公告の日から令和8年9月28日(月)までの午前9時から午後5時まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県笠間市安居3165-1 茨城県農業総合センター 管理課

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより質問すること。

また、現地説明会は実施しないが、必要に応じ現地を確認、又は案内を求めることはできる。

ア 現地確認期間

入札公告の日から令和8年9月18日(金)午後5時まで

イ 質問受付期間

入札公告の日から令和8年9月18日(金)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

ウ 質問受付先

上記2(1)の担当部局に同じ

エ 質問方法

質問は上記2(1)の所属メールアドレスあてに送信すること。ただし、電子メール送信後は速やかに、その旨を上記2(1)の担当部局に電話で連絡すること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 回答日時

令和8年9月25日(金)午後5時まで

イ 回答方法

電子メールにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3の入札参加資格に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年9月28日(月)午後5時まで(提出期限までに必着のこと)

(2) 提出方法

持参又は郵便(簡易書留)により提出すること。

(3) 提出先

上記2(1)の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 通知期限

令和8年10月2日（金）午後5時まで

イ 結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 予定価格

17,160,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 入札の方法

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出期限

令和8年10月9日（金）午前10時まで（提出期限までに必着のこと）

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書の提出は、持参又は郵便（簡易書留）によるものとし、電送による提出は認めない。

イ 入札書に必要事項を記入・押印のうえ工事費内訳書を添付し、封書で提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る工事名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

ウ 工事費内訳書の添付がない入札書は無効とする。

エ 落札決定に当たっては、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格（以下「予定価格」という。）に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(3) 開札日時

令和8年10月9日（金）午前10時10分

(4) 開札場所

茨城県笠間市安居3165-1

茨城県農業総合センター1階 管理課事務室

(5) 入札回数

入札回数は1回とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11 最低制限価格

設定する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (4) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 記名を欠くとき
- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (8) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (9) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (10) 競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (11) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

13 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最低制限価格未満の価格をもって入札をした者については失格とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、別紙「くじの場合の落札者の決定方法」により落札者を決定するものとする。

14 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、上記2(1)の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

15 契約書作成の要否 要

16 詳細は入札説明書による。

17 その他

- (1) 天災等、やむを得ない事由により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、茨城県物品役務入札情報サービス等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。